

第2期 安来市障がい者活躍推進計画

機関名	安来市
任命権者	安来市長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
安来市における障がい者雇用に関する課題	<p>公務職場は、民間企業に率先垂範して障がい者雇用を進める立場にあり、安来市においても障がい者雇用の推進を図っているところである。令和6年6月時点で法定雇用率が未達成となっており、障がい者の積極的な採用を行っていく必要がある。</p> <p>また、障がい者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要であるため、組織内の人的サポート体制の充実が求められる。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点）</p> <p>（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上。</p> <p>（参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.42%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として人事課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、支援担当者等）を整備するとともに、組織外の関係機関（島根労働局、ハローワーク安来、その他障がい者が利用している支援機関）と連携し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
(2) 人材面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、島根労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○職員に対して、厚生労働省障害者雇用対策課又は島根労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等への受講案内を行い、参加を募る。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<ul style="list-style-type: none"> ○新規採用又は部署異動時、その他定期的に面談を行い障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者からの要望を踏まえ、働きやすい環境整備を検討する。 ○障がい者からの要望を踏まえ、各自の特性に対応した就労支援機器の購入

	<p>等の環境整備を検討する。</p> <p>○新規に採用した障がい者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、これらの措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2) 募集・採用	<p>○採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に応じた配慮を行う。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	<p>○スライド勤務などの柔軟な時間管理制度の利用を促進するとともに、テレワーク勤務、時差出勤・早出遅出制度などを検討する。</p> <p>○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
(4) キャリア形成	<p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</p>
(5) その他の人事管理	<p>○定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、「就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障がい特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>
4. その他	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の販売の場の提供を実施する。</p>